# 仕 様 書

委 託 件 名 : 等々力大橋(仮称)整備に伴う自然環境保全対策 及びモニタリング調査委託(その8)

履 行 場 所 : 東京都世田谷区玉川一丁目地内から神奈川県

川崎市中原区上丸子八幡町地内まで外1か所

契約期間:令和6年4月1日から令和7年3月31日まで

問い合わせ先 : 東京都品川区広町二丁目1番36号

東京都建設局第二建設事務所工事第一課設計担当

電話 03-3774-9003

この委託の入札(又は見積書の提出)に当たっては、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号)等に抵触する行為を行ってはならない。

特 記 仕 様 書 [等々力大橋(仮称)整備に伴う自然環境保全対策 及びモニタリング調査委託(その8)]

# 1. 総則

## (1) 適用範囲及び一般事項

本委託は、この特記仕様書に規定されているもののほか、東京都環境局制定の「東京都環境影響評価技術指針」及び東京都建設局制定の「設計委託標準仕様書」「工事に伴う環境調査標準仕様書」等によるものとする。

# (2) 個人情報の取り扱い

この委託における個人情報の取り扱いは、標準仕様書に規定されているものの ほか、別紙「情報セキュリティの確保に関する特記仕様書」によるものとする。

- (3) 工事情報共有システムの活用
  - (1) 本委託は、監督員及び受託者の間の情報を電子的に交換・共有することにより 業務の効率化を図る工事情報共有システムの活用推奨委託であり、積極的な工事 情報共有システムの活用に努めるものとする。
  - (2) 活用にあたっては東京都建設局のホームページ (https://www.kensetsu.metro.tokyo.lg.jp/appli/ukeoi/index.html) にて 公開されている「東京都工事情報共有システム活用ガイドライン」に基づき実施 すること。
  - (3) 受託者は、工事情報共有システムの利用を希望する場合は、監督員と協議の上利用することとし、使用料については設計変更の対象とする。

#### (4) 設計変更

委託契約書第 17 条から 24 条までに記載している設計変更等の具体的な考え方や手続きについては、「土木設計委託等設計変更ガイドライン」(東京都)によるものとする。

なお、本委託実施中において、現地状況や調査結果により業務内容を変更する 必要が生じた場合は、設計変更について監督員と協議することとし、一括で変更 を行う。

#### (5) 再委託

- (1)受託者は、本業務等の全部又は主要な部分を一括して第三者に委託しては ならない。
- (2)この仕様書に定める事項については、受託者と同様に、再委託先においても遵守するものとし、受託者は、再委託先がこれを遵守することに関して、一切の責任を負う。
- (3) 本委託業務等の再委託先である協力会社は、東京都の競争入札参加資格者

である場合、指名停止期間中及び排除措置中であってはならない。

# (6) 東京都契約関係暴力団等対策措置要綱

受託に当たり、暴力団等から不当介入を受けた場合(再受託者が暴力団等から不当介入を受けた場合を含む。)は、東京都契約関係暴力団等対策措置要綱に基づき、監督員への報告及び警視庁管轄警察署への通報並びに捜査上必要な協力をすること。

#### (7) 旅費交通費

本業務の打合せ等に係る旅費交通費の算定にあたっては、直接人件費の 0.63%を計上している。

#### (8) 産業廃棄物の適正処理

本委託に伴い、産業廃棄物が発生する場合、当該履行場所内の発注者が指定する場所に集積すること。

(9) 派遣元事業主による待遇決定方式

労働者派遣法第34条の四第1項に基づく労使協定を締結しており、派遣元 事業主による待遇決定方式については、労使協定方式によるものであること。

# (10) 受託者の変更による引き継ぎ

受託者の変更時に当たっては、新たな受託者と十分に引き継ぎ業務を行い、当該業務に支障をきたすことのないように対処しなければならない。この際、必ず引継ぎ書を作成すること。

#### (11) その他

本特記仕様書に定めのない事項及び受託内容の詳細について不明な点がある時は、直ちに監督員と協議の上、指示を受けること。

# 2、業務目的

東京都都市計画道路放射第 3 号線と川崎都市計画道路宮内新横浜線が接続する 多摩川渡河部で計画している等々力大橋(仮称)の整備にあたっては、過年度より 事業地周辺に生息・生育する動植物について現地調査を実施するとともに、工事に よる影響を踏まえた環境保全対策の策定を行ってきた。環境保全対策では、当該年 度工事により影響を受ける種の保全措置を実施するとともに、工事中においても、 現地で確認が予測される動植物種を引き続き、追加調査することとしている。

本業務は、令和6年度における環境保全対策及び工事中の追加調査を行うことを目的とする。

## 3. 主任技術者の要件

主任技術者は、下記に示すすべての条件を満たす者とする。

①技術士(建設部門・建設環境 または 環境部門・自然環境保全)

②生物分類技能検定1級(動物部門 または 植物部門) また、担当者には1名以上、②の資格を保有するものをつけるものとする。

## 4. 業務内容

# (1) 計画準備

調査を実施するにあたり、過年度の環境調査結果及び環境保全対策を十分に踏まえ、必要な調査方法の検討、業務計画書の作成を行う。

#### (2) 動植物調査

#### 1) 現地調査

以下の項目について、動植物の現地調査を実施する。

なお、調査範囲は図1(p.12 参照)の範囲とするが、中州を改変する必要が生じた場合には、監督員の指示に従い、中州の調査を実施する。これに伴う調査範囲の変更については、監督員と協議の上、設計変更の対象とする。

調査範囲は、河川区域内であるため、増水などにより作業に危険が及ぶ場合や、 安全に渡ることが困難な中州が存在した場合は、最新の工事計画等を踏まえて、 実施方法や実施の可否について監督員と協議する。また、調査は4月上旬から着 手する。

#### ①植物群落

調査範囲内を踏査し、既存の植生図及び現地踏査、空中写真情報を参考に、主に工事に伴う植物群落の変化を把握する。特定外来生物の拡大や新たな植物群落が成立しているか等、既存の植生図から大きく変化した範囲について、植物社会学に基づく植生調査を実施し、現存植生図を更新する。

•調査時期:夏季

調査回数:1回(2日間程度)

• 調査地点:等々力大橋(仮称)架橋位置周辺(必要に応じて、工事施工時に 河川内を改変する可能性がある範囲を含む)

•調查方法:踏查

・記録内容:植物群落の変化の位置とその程度。必要に応じて、植物の被度、 群度、群落の種類、組成など

## ②植物相(注目される植物)

調査範囲を踏査し、調査対象種の生育状況を記録する。なお、移植が必要な植物種が確認された場合、本調査時に移植が可能であれば採取する。

• 調查時期:春季、夏季、秋季

(※夏季の調査は①植物群落調査と同時に実施すること。)

調査回数:3回(1回当り2日間程度)

• 調査範囲:等々力大橋(仮称)架橋位置周辺(必要に応じて、工事施工時に 河川内を改変する可能性がある範囲を含む)

・調査方法:踏査、目視による確認

・記録内容: 平成28年度~令和5年度に確認されている地点においては生育の有無、上記以外の地点で確認された場合は種名、個体数、確認位置など

・調査対象種:注目される植物とする。「注目される」とは、文化財保護法や 種の保存法によって指定されていること、または、環境省、東京 都、神奈川県のいずれかの最新のレッドリストもしくはレッド データブックに掲載されていることを指す。なお、動物について も同様とする。

#### ③哺乳類

調査範囲内を踏査し、活動個体の目撃及びフィールドサイン(足跡、糞、食痕等生息痕跡、死体)、自動撮影装置(2 箇所程度)による確認を行い、それらの確認種名及び生息状況等について調査する。また、コウモリについては、春季、夏季、秋季にバットディテクターを用いて調査を実施する。

確認した個体及びフィールドサインについては、確認位置、内容の記録、及び 写真撮影を行うこととする。さらに、過年度の有識者ヒアリング結果に基づく補 足調査としてアズマモグラを対象とした調査を令和7年2月に実施する。

• 調査時期: 春季、夏季、秋季、冬季、令和7年2月

調査回数:5回

(1回当り1.5日間程度 令和7年2月の調査のみ2日間程度)

• 調査範囲: 等々力大橋(仮称)架橋位置周辺(必要に応じて、工事施工時に 河川内を改変する可能性がある範囲を含む)

・調査方法:目視、バットディテクター、自動撮影装置

• 記録内容:確認種名、生息状況、確認位置、写真撮影

#### 4)鳥類

調査範囲内において、以下の方法により調査を行う。

ポイントセンサス(定点観測)調査: あらかじめ設定したポイントにおいて一定時間(30分)観察を行い、出現した鳥類の確認種名、個体数を記録する。 ラインセンサス調査: あらかじめ設定したルートを、鳥類の活動の活発な時間帯 (日の出から3時間程度まで)に一定速度(1~2km/h)で踏査し、ルート上 の片側25m範囲内で出現した鳥類の確認種名、個体数を記録する。

任意観察調査:調査範囲内において、全ての調査時に鳥類の確認種名等を記録する。注目される種については確認種名の他、個体数、生息状況、確認日時、確認位置等を記録する。

• 調查時期: 春季、繁殖期、夏季、秋季、冬季

調査回数:5回(1回当り2日間程度)

• 調査範囲: 等々力大橋(仮称)架橋位置周辺(必要に応じて、工事施工時 に河川内を改変する可能性がある範囲を含む)

・調査方法:ポイントセンサス調査、ラインセンサス調査、任意観察調査

• 記録内容:確認種名、個体数、生息状況、確認日時、確認位置

#### ⑤爬虫類、両生類、魚類、底生生物、昆虫類

爬虫類、両生類、昆虫類については、調査範囲を踏査し、目視、鳴き声等により確認した種名、生息状況及び確認位置を記録する。

昆虫類については必要に応じて据置き式のライトトラップ(2 箇所程度)、ベイトトラップ(6 箇所程度: 1 箇所につき20 個程度)を実施する。中州を改変することが生じた場合には、監督員の指示に従い、中州1 箇所につきライトトラップ1 箇所程度(面積・環境類型に応じて増減させる)、ベイトトラップ2 箇所程度(面積・環境類型に応じて増減させる)を設置する。

水域においては、魚類、底生生物を対象に、手網を用いて、水草の根元や石の間等の様々な環境においてランダムに掬い、そこに生息する動物を採集する。また、魚類では定置網(2箇所程度)、投網(各環境区分でそれぞれ5回程度)も用いることとする。なお、中州を改変することが生じた場合には、監督員の指示に従い、中州1箇所につき定置網1箇所程度設置する(面積・環境類型に応じて増減させる)。

なお、定置網、投網等による魚類調査にあたっては、事前に東京都産業労働局及び神奈川県環境農政局への特別採捕許可の手続きを行うこと。

• 調査時期: 春季、夏季、秋季

調査回数:3回(1回当り2日間程度)

• 調査範囲: 等々力大橋(仮称)架橋位置周辺(必要に応じて、工事施工時に 河川内を改変する可能性がある範囲を含む)

調査方法:目視、鳴き声、捕獲等による確認

• 記録内容:確認種名、牛息状況、確認位置

#### ⑥クモ類・土壌動物

クモ類は、調査範囲を踏査し、確認したクモを捕獲して種の識別を行う。

土壌動物は調査地点を6箇所程度設定し、調査地点1カ所につき50cm×50cmの方形区を設け、その内側の生物を採集する。その場で採集困難な生物は土ごと採取して持ち帰り、種の識別を行う。中州を改変することが生じた場合には、監督員の指示に従い、中州1箇所につき2箇所程度、調査地点を設置する(面積・環境類型に応じて増減させる)。

• 調査時期:夏季

•調査回数:2回(1回当り1日程度)

・調査範囲:等々力大橋(仮称)架橋位置周辺(必要に応じて、工事施工時 に河川内を改変する可能性がある範囲を含む)

• 調査方法: 踏査、捕獲(クモ類)、コドラート調査、採集、室内同定(土壌 動物)

• 記録内容:確認された種の確認種名等

#### 7猛禽類調査

事業予定箇所周辺における猛禽類の営巣場所や繁殖状況、餌場について確認する。

調査時期:令和6年4月、5月、6月、7月、12月、 令和7年1月、2月、3月

調査回数:8回(1回当り3日間程度)

• 調査範囲: 丸子橋下流500m から新二子橋上流500m の範囲を中心

• 調查方法: 日視確認(定点調查、踏查)

• 記録内容: 種名、個体数、確認位置、繁殖状況等

## 2) 鮎遡上調査

調布取水堰、宿河原堰及び等々力大橋(仮称)架橋位置から調査員の目視による カウント調査を実施する。

• 調査期間、回数、時間:

令和6年4月1日~5月31日(期間中14日間)6時~18時令和7年3月1日~3月31日(期間中8日間)6時~18時上記に加え、架橋位置調査ラインの水深計測(2日)

(具体的な調査日は、小潮、中潮、長潮を基本に監督員と協議のうえ、決定する)

・調査地点:調布取水堰(東京都大田区田園調布一丁目地先) 5号起伏堰の 1 箇所に調査員を配置し、調査位置を確認で きる1箇所に監視員を配置する。

宿河原堰(東京都狛江市猪方四丁目地先)

右岸階段式魚道、アイスハーバー式魚道及び左岸幅広階段式 魚道の3箇所に調査員をそれぞれ配置する。

等々力大橋(仮称)架橋位置(東京都世田谷区玉堤二丁目地先) 図2(p.13 参照)に示す黒枠内の範囲のうち、調査期日に透明度を確保でき、かつ断面をとることができる任意の調査ライン(赤線)3箇所に調査員を配置する。

・調査方法: 調布取水堰・宿河原堰は、調査員の目視によるカウント調査を実施する。

等々力大橋(仮称)架橋位置では、図2に示すように、平成30-31年に実施した等々力大橋(仮称)右岸低水護岸設置工事(その2)における工事区域下流端から下流側最初の浅瀬の下流端まで、等間隔に右岸左岸を結ぶ調査ラインを設置する。なお、調査ラインの設置は調査時の中州の形状に合わせる必要があることから、監督員と協議をして決定すること。調査ラインでは1mおきに水深を計測する。水深計測の結果をもとに、大きく水底の形状(河川断面)が異なる調査ラインを選び、そのラインを通過する遡上鮎をカウントする。なお、調査ラインの選択は、鮎の遡上コースが推測できるように本数を考慮する。カウントは水深計測位置を中心に遡上する個体数を10分間ずつ目視によりカウントする。なお、安全を確保するため複数の調査員(遡上の妨げにならないように必要最低限の人数)での実施を基本とし、ひとつの調査ラインにおいて、右岸側と左岸側の遡上数が比較できるように調査員を配置する。

また、濁度が高く遡上する鮎を目視で確認できない場合は、補 足的に投網などにより捕獲しカウントする。

• 記録内容: 遡上鮎の個体数、気象、水量、水温、流速等

なお、本業務で実施する調査は過年度実施した調査と連続した一連のものとして取り扱うので、調査地点、調査方法、記録内容等は過年度調査結果を十分踏まえること。

また、調布取水堰への立ち入りは国土交通省京浜河川事務所へ調査計画書とと もに河川の一時使用届を提出し、また東京都水道局浄水部へ調査計画書を提出し、 許可を得ること。宿河原堰への立ち入りは国土交通省京浜河川事務所へ調査計画 書とともに河川の一時使用届を提出し、許可を得ること。

作業終了後は、日々、監督員へ遡上数、気象、水量、水温、流速等の報告を行うこと。

調査員の配置について、気象条件や水量、起伏堰の開閉の有無等により人員数

を変更する場合、設計変更の対象とする。

#### 3) 鮎降下調査

本業務の調査期間は、令和6年10月から令和7年1月のうち6週間実施する ものとする。

調査時間帯は昼間とし、原則、1週間に3日間の調査を行うこととする。

河川内工事が行われることを監督員に確認した後、一週目に礫河床(アユの人工産卵床)の整備も同時に行うこと。

河川内工事がない場合には、礫河床整備実施の有無について、監督員と協議すること。

天候、水位、水量等の気象状況や、鮎の出現状況によっては調査時期を集中、 分散することがある。

これに伴う調査時期、調査日数の変更については、監督員と協議のうえ、設計変更の対象とする。

なお、以下において産卵床とは天然のものと人工産卵床(漁協作成、業務による作成など全ての人為的なもの)の両方を示す。

#### ①鮎溜り調査及び産卵床(天然・人工)調査

多摩川の13.2kp付近の調布取水堰から、18.0kp付近の新二子橋(国道246号)上流500mまでの範囲において、潜水目視及び投網での捕獲を行い、鮎溜りの位置及び産卵床(天然・人工)面積を調査するとともに、合わせて成熟鮎の割合も調査する。

調査は1週間に3回を基本とし、うち2日間は潜水調査、1日間は投網による 捕獲調査とする。増水や濁水などにより、潜水に危険が伴う場合は水中カメラに よる確認にて実施すること。

なお、投網等による調査にあたっては、事前に東京都産業労働局及び神奈川県 環境農政局への特別採捕許可の手続きを行うこと。

#### ②鮎の卵のサンプリング調査

1 Omあたりの産卵数がわかるように鮎の卵のサンプリング調査を実施し、産卵床(天然・人工)全体における産卵数を推定すること。

なお、採取した卵はもとに戻すこと。

# ③流速、水温、濁度調查

確認した産卵床(天然・人工)のうち、架橋位置のすぐ上流の産卵床3箇所、すぐ下流の産卵床2箇所の合計5箇所において、以下の各項目を調査する。

- ・流速: それぞれの産卵床(天然・人工)の代表箇所1箇所において、水深2cm、河床直上2cm及び河床上5cmの3層において流速計を用いて計測する。
- ・水温: 産卵床(天然・人工)の代表箇所1箇所において、産卵床調査開始時と 産卵床調査終了時点の2回、水温計を用いて計測する。
- 濁度:産卵床(天然・人工)の代表箇所1箇所において、水質チェッカー等を 用いて計測する。
- SS: 産卵床(天然・人工)及び5箇所のうち最上流と最下流の産卵床の間の 流域内における鮎溜りにおいて検体をサンプリングし、SS(浮遊物質 量)を計測する。 検体数:約60検体

# ④周辺環境基礎データ収集

産卵を確認した産卵床(天然・人工)において、産卵深度、水深、貫入度、河 床底質状況、溶存酸素量、生物化学的酸素要求量などのデータ収集を行う。

- ・産卵深度: 鮎の卵のサンプリング調査時に実施。各調査箇所において、最深 値、最浅値、卵数の最も確認された層の3層で計測する。
- ・水深:各産卵床(天然・人工)の代表箇所1箇所において計測する。
- 貫入度:約70kgの荷重をかけた時の河床へ貫入した深度を計測する。
- ・河床底質状況: 卵のサンプリング調査箇所において、50cm四方のコドラートを設け、簡易粒径分類に従い、砂泥、砂利、石、巨石に分類し、単位面積あたりの該当粒度の面積比率を計測する。なお、計測は産卵前、産卵盛期、産卵終期の3回を基本とし、大規模出水時には、その後も合わせて実施することとする。
- ・溶存酸素量: 各産卵床において、検体をサンプリングし、溶存酸素量(DO) を計測する。 検体数: 約60検体
- ・生物化学的酸素要求量:各産卵床において、検体をサンプリングし生物化学的酸素要求量(BOD)を計測する。

検体数:約60検体

・水素イオン濃度:各産卵床において、水素イオン濃度(pH)を計測する。 検体数:約60検体

# 4) 調査結果の整理と考察

別途委託にて検討中の等々力大橋(仮称)本橋の設計結果や施工計画を確認した上で、以下の内容を実施すること。

- 1) ①~⑦及び2) 現地調査結果について、整理・とりまとめを行う。
- 3) ①~④の特定魚種調査結果について、下記項目のとおり、整理・分析を行う。

#### ①鮎溜り調査及び成熟鮎の割合調査

- ・鮎溜り及び産卵床における成熟鮎の割合の時間的変化から、成熟鮎の架橋 位置付近の産卵床への到着日時を推測する。
- 成熟鮎の割合の時間的変化に着目して、影響範囲(架橋位置付近の産卵床に集まる鮎の範囲)を推測する。
- ・調査期間中の鮎溜り及び産卵床の濁度やSS(浮遊物質量)の数値から、 工事影響・保全対策の効果を予測評価する。

#### ②産卵床調査

・産卵床の位置や規模を整理するとともに、環境基礎データから産卵床の環境的な特徴を整理し、工事影響・保全対策の効果を予測評価する。

#### (3)環境保全措置

過年度に策定した環境保全対策に基づき、下記のとおり保全措置を行う。 なお、モニタリング調査により既往調査では未確認だった種が出現した場合や、 増水等により水辺環境が変化した場合は、保全対策計画の変更を迅速に行うこと。 計画変更に伴う業務については、監督員と協議のうえ、設計変更の対象とする。

# 1)植物の移植

環境保全対策に基づき、該当種を移植する。なお、実施に際しては、工事の進 捗と注目される植物の最新の確認状況を踏まえ、実施の要否を別途、監督員と協 議のうえ、決定する。なお、実施する場合は、設計変更の対象とする。

・作業時期:工事の進捗と注目される植物の確認状況を踏まえ、別途、監督員と 協議のうえ、決定する。

なお、「(2) 1 ②植物相(注目される植物)」調査時に採取した植物については、当該調査時に速やかに移植を実施する。

- ・作業箇所: 工事の進捗と注目される植物の確認状況を踏まえ、別途、監督員と 協議のうえ、決定する。
- 該当種:別途、監督員と協議のうえ、決定する。

#### 2) 特定外来生物の駆除

環境保全対策に基づき、該当種を抜き取り、刈り取りによって駆除する。 駆除は、生育範囲や個体数が膨大であること、周囲に既に多数生育していること、 土壌シードバンクを形成する種であることなどから根絶は困難であるため、特定 外来生物を抑制し、在来種の生育環境の保全に資することを目標として作業を行 う。

また、主な対象種以外でも確認され次第、可能な限り駆除を行うこと。 駆除後の処理については、目立たない場所に集積し、天日干し、もしくは蒸し て枯死させた後、受注者が持ち帰り廃棄すること。集積中は毎日確認を行うこと とする。また、集積の際は、特定外来生物が飛散しないように、ビニール袋もし くは土のう袋に入れる。

なお、当該業務に伴い生草等の処分費が必要な場合は、監督員と協議のうえ、 設計変更の対象とする。

- 作業時期:令和6年4-5月、6-7月、8-9月、 令和7年1-3月(各2日程度)
- 主な対象種(駆除適期): オオカワヂシャ(4-5月、1-3月)アレチウリ(4-9月)オオキンケイギク(5-6月)
- 主な作業箇所: 改変区域及び注目される動植物に関わる地域

## (4) 関係機関協議・調整

関係機関(河川管理者、漁業協同組合、公園管理者等)との協議資料を作成し、協議等に出席する。協議は3回を予定している。

# (5) 報告書作成

(1)~(3)の内容を取りまとめ、記載内容等について監督員の承諾を得た後に報告書の作成を行う。

# (6) 打合せ協議

- ①打合せ協議については、業務着手時及び成果品納品時のほか、中間打合せ5 回を予定する。
- ②打合せ協議を実施した際には、その都度、打合せ議事録を作成し、監督員の 確認を得ること。

# (7)納入成果品

①報告書(A4版、金文字製本) 2部+2部(資料編)

②報告書概要版 3部

③電子媒体(CD-R又はDVD-R) 2部

成果品納入後において、内容に不備が認められた場合は、速やかに受託者の責任において訂正を行うこと。

また、作成資料について、協議等に伴い成果の一部について監督員より提出を求められた場合は、工期に関わらず、監督員と協議のうえ、指示する期日までに提出すること。

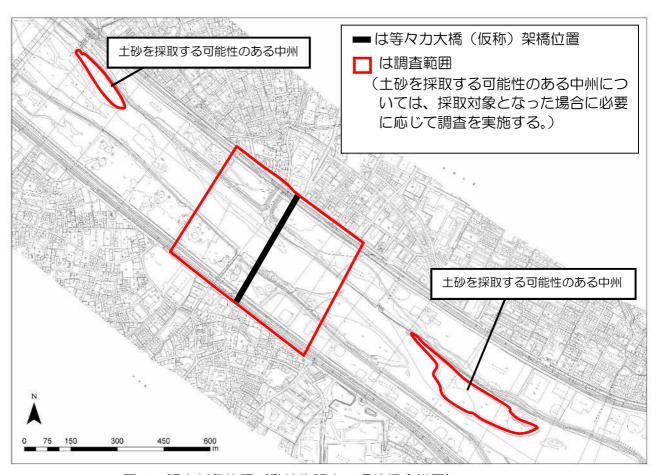


図 1 調查対象範囲(動植物調査、環境保全措置)

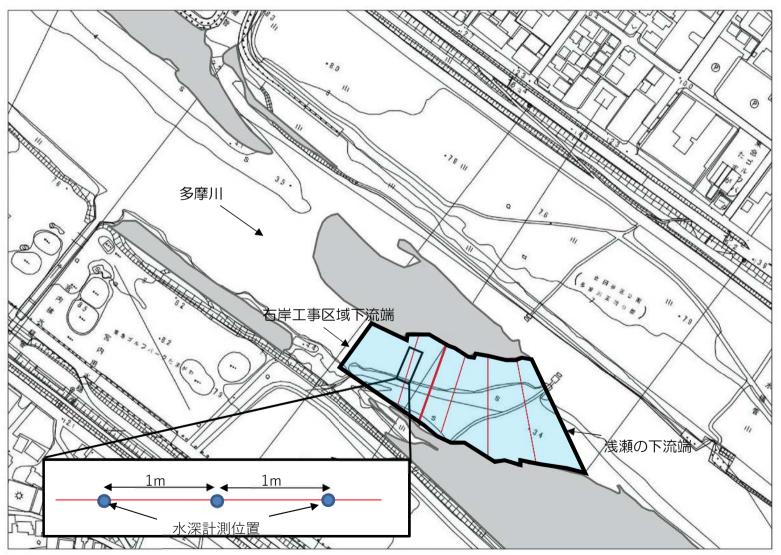


図2 鮎遡上調査(等々力大橋(仮称)架橋位置付近)範囲(黒枠)と調査ライン(赤線)の例

# 情報セキュリティの確保に関する特記仕様書

別紙

記 載 内 容

#### 1 サイバーセキュリティポリシー等を踏まえた業務の履行

受託者は、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)に従って、本委託業務に係る個人情報を適切に扱 うこと。また、受託者は、東京都サイバーセキュリティ基本方針及び東京都サイバーセキュリティ対策基準の趣旨を 踏まえ、以下の事項を遵守しなければならない。

#### 2 業務の推進体制

- (1) 受託者は、契約締結後直ちに委託業務を履行できる体制を整えるとともに、当該業務に関する責任者、作業体制、連絡体制及び作業場所についての記載並びにこの特記仕様書を遵守し業務を推進する旨の誓約を書面にし、委託者に提出すること。
- (2) 委託業務の従事者に対し、個人情報及び機密情報の取扱いについて必要な教育及び研修を実施すること。なお、教育及び研修の計画及び実施状況を書面にて委託者に提出すること。
- (3) (1) 、(2)の事項に変更が生じた場合、受託者は速やかに変更内容を委託者に提出すること。

#### 3 業務従事者への遵守事項の周知

- (1) 受託者は、この契約の履行に関する遵守事項について、委託業務の従事者全員に対し十分に説明し周知徹底を図ること。
- (2) 受託者は、(1) の実施状況を書面にし、委託者に提出すること。

#### 4 秘密の保持

受託者は、この契約の履行に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。この契約終了後も同様とする。

## 5 目的外使用の禁止

受託者は、この契約の履行に必要な委託業務の内容を他の用途に使用してはならない。また、この契約の履行により知り得た内容を第三者に提供してはならない。

#### 6 複写及び複製の禁止

受託者は、この契約に基づく業務を処理するため、委託者が貸与する原票、資料、その他貸与品等及びこれらに含まれる情報(以下「委託者からの貸与品等」という。)を、委託者の承諾なくして複写及び複製をしてはならない。

# 7 情報の保管及び管理

受託者は、委託業務に係る情報の保管及び管理に万全を期するため、委託業務の実施に当たって以下の事項を遵守しなければならない。

#### (1) 全般事項

## ア契約履行過程

- (ア) 以下の事項について安全管理上必要な措置を講じること。
  - a 委託者からの貸与品等の使用及び保管管理
  - b 仕様書等で指定する物件(以下「契約目的物」という。)、契約目的物の仕掛品及び契約履行過程で発生 した成果物(出力帳票及び電磁的記録物等)の作成、使用及び保管管理

- c 受託者との受け渡しに利用する外部記録媒体の使用及び保管管理(受け渡しの都度コンピュータウィルスチェックを実施すること。)
- d その他、仕様書等で指定したもの
- (4) 委託者は(7)の内容を確認するため、委託業務の安全管理体制に係る資料の提出を求められた場合は直ちに提出すること。

#### イ 契約履行完了時

- (ア) 委託者からの貸与品等を、契約履行完了後速やかに委託者に返還すること。
- (イ) 契約目的物の作成のために、委託業務に係る情報を記録した一切の媒体(紙及び電磁的記録媒体等一切の有形物)(以下「記録媒体」という。)については、契約履行完了後に記録媒体上に含まれる当該委託業務に係る情報を全て消去すること。

#### ウ 契約解除時

イの規定の「契約履行完了」を「契約解除」に読み替え、規定の全てに従うこと。

#### 工 事故発生時

契約目的物の納入前に契約目的物の仕掛品、契約履行過程で発生した成果物及び委託者からの貸与品等の 紛失、滅失及び毀損等の事故が生じたときには、その事故の発生場所及び発生状況等を詳細に記載した書面 をもって、遅滞なく委託者に報告し、委託者の指示に従うこと。

## (2) 個人情報及び機密情報の取扱いに係る事項

委託者からの貸与品等及び契約目的物に記載された個人情報は、全て委託者の保有個人情報である(以下「個人情報」という。)。また、委託者が機密を要する旨を指定して提示した情報及び委託者からの貸与品等に含まれる情報は、全て委託者の機密情報である(以下「機密情報」という。)。ただし、委託者からの貸与品等に含まれる情報のうち、既に公知の情報、委託者から受託者に提示した後に受託者の責めによらないで公知となった情報、及び委託者と受託者による事前の合意がある情報は、機密情報に含まれないものとする。

個人情報及び機密情報の取扱いについて、受託者は、以下の事項を遵守しなければならない。

- ア 個人情報及び機密情報に係る記録媒体を、施錠できる保管庫又は施錠及び入退室管理の可能な保管室に格納する等適正に管理すること。
- イ アの個人情報及び機密情報の管理に当たっては、管理責任者を定めるとともに、授受簿や台帳等を設け個 人情報及び機密情報の管理状況を記録すること。
- ウ 委託者から要求があった場合又は契約履行完了時には、イの管理記録を委託者に提出し報告すること。
- エ 個人情報及び機密情報の運搬には盗難、紛失、漏えい等の事故を防ぐ十分な対策を講じること。
- オ (1)イ(4)において、個人情報及び機密情報に係る部分については、あらかじめ消去すべき情報項目、 数量、消去方法及び消去日等を書面により委託者に報告して、委託者の承諾を得ること。
- カ (1) エの事故が、個人情報及び機密情報の漏えい、滅失、毀損等に該当する場合は、漏えい、滅失、毀損した個人情報及び機密情報の項目、内容、数量、事故の発生場所及び発生状況等を詳細に記載した書面をもって、遅滞なく委託者に報告し、委託者の指示に従うこと。
- キ カの事故が発生した場合、受託者は二次被害の防止、類似事案の発生回避等の観点から、委託者に可能な限り情報を提供すること。
- ク (1)エの事故が発生した場合、委託者は必要に応じて受託者の名称を含む当該事故に係る必要な事項の公表 を行うことができる。

#### 8 再委託の取扱い

- (1) 受託者は、この契約の履行に当たり、再委託を行う場合には、あらかじめ再委託を行う旨を書面により委託者に申し出て、委託者の承諾を得なければならない。
- (2) (1)の書面には、以下の事項を記載するものとする。
  - ア 再委託の理由
  - イ 再委託先の選定理由
  - ウ 再委託先に対する業務の管理方法
  - エ 再委託先の名称、代表者及び所在地
  - オ 再委託する業務の内容
  - カ 再委託する業務に含まれる情報の種類(個人情報及び機密情報については特に明記すること。)
  - キ 再委託先のセキュリティ管理体制(個人情報、機密情報、記録媒体の保管及び管理体制については特に明記すること。)
  - ク 再委託先がこの特記仕様書の1及び3から9までに定める事項を遵守する旨の誓約
  - ケ その他、委託者が指定する事項
- (3) この特記仕様書の1及び3から9までに定める事項については、受託者と同様に、再委託先においても遵守する ものとし、受託者は、再委託先がこれを遵守することに関して一切の責任を負う。

#### 9 実地調査及び指示等

- (1) 委託者は、必要があると認める場合には、受託者の作業場所の実地調査を含む受託者の作業状況の調査及び受託者に対する委託業務の実施に係る指示を行うことができる。
- (2) 受託者は、(1)の規定に基づき、委託者から作業状況の調査の実施要求又は委託業務の実施に係る指示があった場合には、それらの要求又は指示に従わなければならない。
- (3) 委託者は、(1)に定める事項を再委託先に対しても実施できるものとする。

# 10 情報の保管及び管理等に対する義務違反

- (1) 受託者又は再委託先において、この特記仕様書の3から9までに定める情報の保管及び管理等に関する義務違反又は義務を怠った場合には、委託者は、この契約を解除することができる。
- (2) (1) に規定する受託者又は再委託先の義務違反又は義務を怠ったことによって委託者が損害を被った場合には、委託者は受託者に損害賠償を請求することができる。委託者が請求する損害賠償額は、委託者が実際に被った損害額とする。

# 11 運搬責任

この契約に係る委託者からの貸与品等、個人情報及び契約目的物の運搬は、別に定めるものを除くほか受託者の責任で行うものとし、その経費は受託者の負担とする。